四　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　秋田県仙北市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　公衆の保健

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

仙北市（次の図に示す部分に限る。）

(2)　次の森林については、主伐は、択伐による。

仙北市（次の図に示す部分に限る。）

(3)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(4)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第五百九十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十二年五月二十八日

国土交通大臣　前原　誠司

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一級河川最上川水系須川改修工事（須川引堤・山形県山形市大字中野目字赤坂地内及び同県東村山郡中山町大字長崎字川前道下地内）

第３　起業地

１　収用の部分　山形県山形市大字中野目字赤坂地内

山形県東村山郡中山町大字長崎字川前道下地内

２　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、山形県東村山郡中山町大字長崎字落合地内から同町大字達磨寺字達磨地内までの左岸延長2,620ｍ区間及び山形県寒河江市大字寒河江字砂川原地内から山形市大字中野目字旭前地内までの右岸延長1,860ｍ区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一級河川最上川水系須川改修工事（須川引堤）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項に規定する一級河川に関する事業であり、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一級河川の管理は、河川法第９条第１項の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は同条第２項に規定する指定区間に指定されていないことなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一級河川最上川水系須川（以下「須川」という。）は、山形県と宮城県との県境に位置する舟引山に源を発し、一級河川最上川水系前川、同蔵王川、同酢川等の支川と合流し、山形盆地に入り、一級河川最上川水系馬見ヶ崎川及び同立谷川等の支川を合わせながら、山形県天童市で一級河川最上川本川と合流する幹線流路延長44㎞、流域面積681㎢の河川である。

須川は、その流域に山形県の県都である山形市を擁するなど、地域の社会及び経済において重要な河川となっている。

須川の流域は、盆地型気候で夏冬及び朝夕の気温較差が大きく、年平均降水量は約1,120㎜と多くはないものの、前線や台風に伴う豪雨による洪水によりたびたび災害が発生しており、大正２年８月に既往最大の洪水に見舞われたほか、昭和56年８月の台風15号による洪水では、須川流域等において、負傷者６名、床上全半壊76戸、床下浸水230戸、田畑の冠水999haの被害が発生するなど、内水による浸水被害が多発している。

須川の治水対策は、平成11年12月に最上川水系河川整備基本方針が、平成14年11月に最上川水系河川整備計画（以下「整備計画」という。）がそれぞれ策定され、年超過確率１／30年規模の洪水に対応し、主要地点鮨洗における目標流量1,600㎥／秒を流下させることを目標として、順次河川改修等が実施されているところである。

本件事業は、河道が狭小なことから、洪水時にたびたび内水被害が発生し、今後、越水や河川の氾濫等の水害が発生する危険性が極めて高い本件区間について、整備計画等に基づく目標流量2,100㎥／秒を安全に流下させるために計画された河川改修事業であり、本件事業の完成により、本件区間の流下能力の向上が図られ、多発する洪水時の内水被害に対応することができるほか、越水や河川の氾濫等の水害の軽減にも寄与することが認められる。

なお、本件事業による騒音及び振動等の生活環境等に及ぼす影響については、平成21年３月に起業者が任意に検討を行った結果、環境基準等を満足するとの結果が得られている。なお、起業者は、工事の施工にあたって周辺に影響が考えられる場合には、超低騒音機械を使用するなど、必要に応じて騒音対策を実施することとしており、併せて粉塵災害対策として散水等を実施するなど、周辺の生活環境等に配慮しながら施工することとしていることから、その影響は軽微なものであると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価が義務付けられた事業ではないが、本件区間及びその周辺の土地に生息する可能性のある動植物に与える影響について、既存文献等を基に平成21年３月に起業者が任意に環境に関する調査を実施している。その結果によると、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物であるオオワシ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ等が確認されているが、本件事業により直接改変される地域内に営巣は確認されていないことなどから影響は軽微と認められる。なお、起業者は、有識者の指導及び助言を基に流下能力を阻害しない範囲内で周辺環境等を保全するなどの措置を講ずることとしている。

また、須川流域においては、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているゲンゴロウブナ等の魚類を始めとして、鳥類や植物等の希少種が確認されるなどしていることから、起業者は、有識者の指導及び助言を基に河川環境の保全及び再生に配慮した工事を行い、生育環境への影響を軽減させる措置を講じることとしている。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地が３箇所存在するが、既に全箇所の発掘調査を完了しており、このうち１箇所については、遺物出土がなかったため手続不要とされ、残る２箇所についても、山形県教育委員会と協議を行い、記録保存を行うといった適切な措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、河道が狭小なことから、洪水時に内水被害が多発し、今後、越水や河川の氾濫等の水害が発生する危険性が極めて高い本件区間について、流下能力の向上を図ることを主な目的として、引堤、堤防の嵩上げ及び河道の掘削を行うものであり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。